

仕様書

1. 件名

札幌運輸支局他で使用する電気

Electricity to use in Sapporo transportation branch office others

2. 概要

- (1) 需要場所 別紙1のとおり
(2) 業種及び用途 官公署（事務室及び車検場）

3. 仕様

- (1) 供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、電気方式

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
イ 標準電圧 6,000ボルト
ウ 計量電圧 6,000ボルト
エ 標準周波数 50ヘルツ
オ 電気方式 1回線受電

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 別紙1のとおり
各月の契約電力は、その一月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
イ 予定使用電力量 898,480kWh（月別は、別紙1のとおり）

- (3) 使用期間

自 平成30年4月1日 午前0時 至 平成31年3月31日 午後12時

- (4) 電力量の検針

- 自動検針装置 無
電力会社の検針方法 目視検針
計量器 電力需用複合計器（通信機能付）

- (5) 需給地点

札幌運輸支局	北海道電力株式会社の41画52区18図21番69の83号柱より引込みの札幌運輸支局の構内第1号柱に施設した札幌運輸支局の区分開閉器電源側接続点
函館運輸支局	北海道電力株式会社の20画55区88図44番25の81号柱に施設した北海道電力株式会社の分岐開閉器負荷側接続点

旭川運輸支局	北海道電力株式会社の 52 画 52 区 49 図 60 番 02 の 09 号柱より引込みの旭川運輸支局の構内第 1 号柱に施設した旭川運輸支局の区分開閉器電源側接続点
室蘭運輸支局	北海道電力株式会社の 31 画 40 区 13 図 75 番 23 の 01 号柱より引込みの室蘭運輸支局の構内第 1 号柱に施設した室蘭運輸支局の区分開閉器電源側接続点
釧路運輸支局（庁舎）	北海道電力株式会社の 44 画 42 区 17 図 57 番 09 の 49 号柱より引込みの釧路運輸支局の構内第 1 号柱に施設した釧路運輸支局の区分開閉器電源側接続点
釧路運輸支局（車検場）	北海道電力株式会社の 44 画 42 区 17 図 56 番 68 の 91 号柱より引込みの釧路運輸支局の構内第 1 号柱に施設した釧路運輸支局の区分開閉器電源側接続点
帯広運輸支局	北海道電力株式会社の 43 画 31 区 12 図 44 番 22 の 27 号柱より引込みの帯広運輸支局の構内第 1 号柱に施設した帯広運輸支局の区分開閉器電源側接続点
北見運輸支局	北海道電力株式会社の 53 画 56 区 59 図 14 番 26 の 10 号柱より引込みの北見運輸支局の構内第 1 号柱に施設した北見運輸支局の区分開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

4. その他

- (1) 力率は、契約期間中 100%を保持する予定である。
- (2) 力率の変動、燃料費の価格変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件等による。
 なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。
- (3) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に保有していない。
- (4) 非常用自家発電設備を有していない。
- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を

切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、少数点以下を切り捨てる。

(6) 別に示す入札内訳書に従い各需要場所個々の月額電気料金の合計を計算し、8ヶ所を合算する方法により総額を計算する。

なお、月額電気料金の合計が消費税込みの金額である場合には、次により計算すること。

(各需要場所個々の月額電気料金の合計) = (税込み金額の合計) - (消費税等相当額)

* (消費税等相当額) = (税込み金額の合計) × 8/108 (1円未満切り捨て)

(7) 請求はその月の請求金額を取りまとめた後、請求書を発行すること。

支払義務者は下記のとおりで、契約書・請求・支払の方法については、落札者と協議のうえ決定するものとする。

・支出負担行為担当官 北海道運輸局長

・独立行政法人自動車技術総合機構 北海道検査部長

(8) この仕様書に定めのない事項については、北海道運輸局総務部会計課調度管財係（電話011-290-2713）の指示によるものとする。

(9) 事故等発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告をできるようにしておくこと。